



国自旅第 167 号
国自総第 228 号
令和元年 10 月 11 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について（依頼）

標記について、総合政策局長より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員に対して、精神障害者割引の実施状況等について周知いただくとともに、精神障害者についても身体障害者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とすることについて、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。

また、併せて、盲ろう者が通訳・介助者二名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員二名について運賃割引制度の適用対象とすることについても、改めてご検討いただきますよう理解と協力をお願い致します。